平成18年3月28日事務局長決定

(目的)

第1 この要領は、東京都職員共済組合(以下「組合」という。)における組合員証、組合員被扶養者証、 船員組合員証、船員組合員被扶養者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証及 び特定疾病療養受療証(以下「組合員証等という。」)の検認・更新及び様式に関して、その基本的事項を 定めることを目的とする。

## (組合員証等の検認)

- 第2 組合員証等の検認は、平成18年10月1日を基準日として実施し、その後2年毎に実施するものとする。また、検認の実施に関することは、別途、年金保険部長が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証についての検認は、実施しない。

### (組合員証等の更新)

- 第3 組合員証等の更新は、平成18年10月1日に実施し、その後、当分の間実施しない。また、更新の実施に関することは、別途、年金保険部長が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証についての更新は、実施しない。

# (組合員証等の様式)

第4 組合員証等の様式は、地方公務員等共済組合法施行規程の別紙様式第14号、別紙様式第19号、別紙様式20号、別紙様式第40号、別紙様式第41号、別紙様式第46号及び別紙様式第46号の2で規定されている各様式を別記のとおり定める。

# 第5 組合員証等の色

組合員証等の色は、プロセスインクの「シアン」を用い、濃度20%のスクリーンをかけた「水色」とする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に交付されている旧組合員証等については、本要領の規定にかかわらず、なお、 従前の例による。

#### 附則

1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

### 別記 省略